

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年二月二十七日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あさの眼科医院	栗原市築館伊豆一丁目四―二八	令和八年三月一日
うたつファミリークリニック	本吉郡南三陸町歌津字柘沢九三番地一	令和八年三月一日
勾当台夕方内科クリニック	仙台市青葉区国分町三丁目八一―勾当台ビル四〇一号室	令和八年三月一日
RÉ CLINIQUE SENDAI	仙台市青葉区中央三―二―二EQUINIA青葉通り四階	令和八年三月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年二月二十七日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
赤間歯科医院	東松島市矢本字上河戸七〇―一〇	令和八年一月二十日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年二月二十七日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
クオール薬局こづる店	仙台市宮城野区燕沢一丁目二三一〇メゾ ン・K 一階〇〇一号室	令和八年二月一日